

主な融資等の簡易チェックリスト※別途申請書等を提出します 令和2年4月30日現在

①持続化給付金 【オンラインで申請】※5月1日以降予定

内容 最大で法人200万、個人事業で100万を給付

要件 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

- 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 通帳の写し
- 【個人事業者】身分証明書の写し(運転免許証や在留カード等)

②新型コロナウイルス感染症特別貸付 【日本政策金融公庫】

内容 融資限度額(別枠) 中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円

基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利中小企業事業1.11%→0.21%、国民生活事業1.36%→0.46%

※中小企業事業とは資本金3億円・従業員300人以下。国民生活事業とは従業員20人以下。

要件 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

中小企業事業の場合

- 法人の登記事項証明書の原本
- 代表者個人の印鑑証明書の原本
- 納税証明書
(最近2期分の法人税の納税証明書、消費税の未納税額がない証明)
- 最近3期分の税務申告書・決算書(勘定科目明細書含む)
- 試算表、売上台帳または新型コロナウイルスの影響による売上減少の申告書

国民生活事業の場合

- 代表者の運転免許証またはパスポート等の写し
- (あれば)建設業等の許認可証の写し
- 最近2期分の確定申告書(一式)の写し
- (法人の場合)最近2期分の決算書(勘定科目明細書含む)の写し
- (法人の場合)履歴事項全部証明書または登記簿謄本の原本

★新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質無利子化

利子補給期間 借入後当初3年間 補給対象上限 中小事業1億円 国民事業3,000万円

要件 新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方で以下の要件を満たした場合

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る) : 要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者)※従業員20人以下 : 売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①、②を除く事業者) : 売上高▲20%減少

③セーフティネット保証4号(全都道府県)、5号(738業種) 【信用保証協会】

内容 一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証(最大2.8億円)の資金繰り支援制度。

要件 4号の場合は売上高が前年同月比▲20%以上減少。借入債務の100%を保証。

5号の場合は売上高が前年同月比▲5%以上減少。借入債務の80%を保証。

まずは、取引のある金融機関に融資が可能かどうかご相談ください。

- 認定申請書(各自治体で作成)
- 売上高計算表
- 直近1ヶ月間の売上高等の実績が確認できる書類(試算表、総勘定元帳、売上台帳等)
- 前年同期(3ヶ月間)の売上額がわかるもの(試算表、総勘定元帳、売上台帳等)
- 2期分の確定申告書、決算書一式の写し
- (法人)履歴事項全部証明書の原本(直近3ヶ月以内)
- (あれば)建設業等の許認可証の写し
- (個人)個人の印鑑証明、(法人)個人・法人の印鑑証明

④雇用調整助成金の特例措置 【ハローワーク】

内容 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限に助成

要件 ①前年と今年の同月の生産指標(売上高)が5%以上低下した場合

②労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

③上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること (支払率60%以上である場合に限る)

- 「売上」がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等)
- 休業協定書
- (労働組合がある場合)組合員名簿、(労働組合がない場合)労働者代表選任書
- 事業所の規模を確認する書類(既存の労働者名簿及び役員名簿)
- 労働・休日の実績に関する書類 ①出勤簿やタイムカードの写し等
- 労働・休日の実績に関する書類 ②就業規則または労働条件通知書の写し等
- 休業手当・賃金の実態に関する書類 ①賃金台帳や給料明細の写しなど
- 休業手当・賃金の実態に関する書類 ②給料規定や労働条件の写しなど

⑤福祉資金 緊急小口資金(特別貸付) 【社会福祉協議会】

内容 貸付上限額 10万円以内 ※特に必要と認められる場合は、20万円以内(無利子)

要件 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 世帯全員の記載のある住民票(本籍・続柄記載のこと)
- 運転免許証の写しまたは、顔写真付証明書の写し ※ない場合は健康保険証の写し
- 収入状況がわかる書類(減収前後の給与明細書、預金通帳の写し、請求書の写し等)
※世帯全員分、直近2カ月ぐらいまでわかるもの
- 印鑑登録証明書
- 印鑑登録証明書に登録された印鑑
- 貸付金を送金する口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※添付書類はあくまでも目安です。変更になるケースや別途添付書類・印鑑等が必要になるケースがあります。詳しくは各団体が出しているリーフレット等をご参照ください。

埼玉土建比企西部支部 ☎0493-66-1120